

個別あっせん事例 1：試用期間中に契約内容を変更された事例

○申請の概要

Xさんは、平成○年10月、試用期間3か月の専門職としてY法人に採用されましたが、就職後の11月末にY法人から、来年1月以降の契約を結ばない、12月の1か月間は、「期間の定めのある労働契約」に変更すると告げられ、結局Aさんは12月末をもって退職を余儀なくされました。

納得できないXさんは、あっせん申請を行いました。

○両者の主張

<Xさんの主張>

- ・業務に不慣れなことによる多少のミスはあったが、Y法人に大きな損害を与えたわけではない。そもそも、ミスをしないようY法人から指導を受けたこともなかった。
- ・Y法人からの申し出に対して、私は同意しておらず正当な理由の無い解雇である。

<Y法人の主張>

- ・Xさんは、業務上のミスが多く、指示しても指示どおりにできず、専門職としての資質に問題があったと言わざるを得ない。
- ・Xさんの退職は、あくまで期間満了によるものであり、解雇ではない。

○あっせんの結果

あっせんに2回開催し、双方金銭による解決について合意をみたので和解が成立し、事件は終結しました。

○解決に要した期間

解決に要した期間：33日

○今回の事件のポイント

- ・試用期間中といえども、労働契約を一方的に変更することはできません。